

滝川市子どもの読書活動推進計画

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

資料1

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策

定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第三次「子ども読書活動推進基本計画について

経緯

- H13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」成立
- H14年8月 「第一次基本計画」閣議決定（H15年度～19年度）
- H20年3月 「第二次基本計画」閣議決定（H20年度～24年度）
- H23年9月 「国民の読書推進に関する協力者会議」報告書

- H24年7～12月 関係団体、有識者ヒアリング
- H24年12月 中教審スポーツ・青少年分科会
「第三次基本計画(骨子案)」について

- H24年12月 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(告示)」改正
- H25年3月～4月 「第三次基本計画(案)」パブリックコメント
- H25年3月 中教審スポーツ・青少年分科会
- H25年5月17日(金) 「第三次基本計画」閣議決定

平成25年5月
文部科学省スポーツ・青少年局青少年課

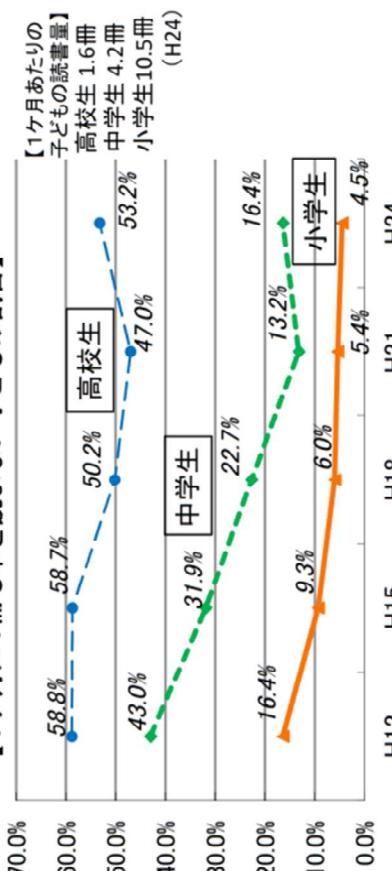
《参考1》子どもの読書活動の推進に関する法律(H13)一抄一

第8条

- 1項 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的基本的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- 2項 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3項 前項の規定は、子ども読書推進基本計画の変更について準用する。

《参考2》子どもの読書量

【1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合】



出典:【第58回学校読書調査】

▼ 調査 (社)全国学校図書館協議会、毎日新聞社
▼ 調査時期 平成24年6月

第三次「子ども読書活動推進基本計画」の概要①

1. 第三次子ども読書推進計画とは

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、今後おもね5年(H25-29年度)にわたる施策の基本の方針と具体的な方策を明らかにするもの

4. 推進体制等

- ①国
関係省庁、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を深めるとともに、子ども読書活動を推進するための連携情報を収集、提供する。

2. 現状と課題

《現状》

①図書館数	(H20年度)	3,165館	→ (H23年度)	3,274館
②児童への貸出冊数(年間)	(H19年度)	約1億3,420万冊	→ (H22年度)	約1億7,956万冊
③読解力	(H18年度)	15位/57か国	→ (H21年度)	8位/65か国
《課題》				

①学校段階における差が依然として大きい

※不読率 (H24)	小学生	4.5%
[1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合]	中学生	16.4%
	高校生	53.2%

②地域間の取組の差が大きい

※市町村計画策定率 (H23年度)	市	71.1%	町	41.0%	村	29.7%
※市町村別公立図書館設置率 (H23年度)	98.3%	90.1%	60.1%	25.0%		

3. 基本の方針

①家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組

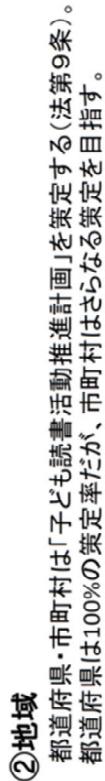
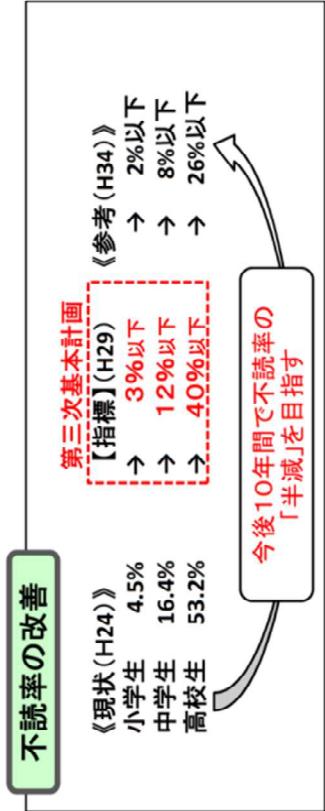
- ・家庭、地域、学校が担うべき役割の明確化。
- ・国、地方公共団体、民間団体等が連携を図りながら子どもたちが読書に親しむ機会を提供。

②子どもの読書活動を支える環境を整備

- ・読書環境の地域格差の改善。
- ・読書に親しむ機会の提供、施設・設備の整備。

③子どもの読書活動に関する意義の普及

- ・読書活動の意義の普及に努め、社会的機運の醸成を図る。



市町村推進計画の策定率の向上



- ③子どもと本をつなぐネットワーク
子どもと本をつなぐ全ての人の連携を促進するため、国、地方公共団体、民間団体が各自の活動内容を充実させ、連携・協力を図る。